



県 章

沖縄県公報

定期発行日
毎週火・金曜日

(当日が県の休日に
当たるときは休刊とする。)

目 次

告 示

- 生活保護法による医療扶助のための施術を担当させる指定施術機関の指定（福祉・援護課）…………… 1
- 民有保安林の指定の解除の予定（森林緑地課）…………… 1
- 漁船損害等補償法施行令に基づく付保義務の同意を求めるための事前届出（水産課）…………… 2
- 沖縄県証紙売りさばき人の指定（会計課）…………… 2

公 告

- 建設業者の許可の取消し（土木総務課）…………… 2
- 宅地建物取引業者に対する業務停止命令（建築指導課）…………… 6
- 開発行為に関する工事の完了・4件（建築指導課）…………… 6
- 特定調達契約に係る落札者の決定（教育庁教育支援課）…………… 7

病院事業局事項

- 沖縄県病院事業局職員就業規程の一部を改正する規程…………… 7
- 沖縄県病院事業局の非常勤職員の給与、勤務条件等に関する規程の一部を改正する訓令…………… 8

告 示

沖縄県告示第467号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第55条において準用する同法第49条の規定により、指定施術機関を次のとおり指定した。

平成25年 8月16日

沖縄県知事職務代理者

沖縄県副知事 高 良 倉 吉

指定施術機関の名称（施術者の氏名）	指定施術機関の所在地	指定年月日
沖縄若田接骨院（幸喜章光）	沖縄市胡屋二丁目9番2号ディアコート胡屋102	平成25年6月1日
K整骨院（小波津優哉）	宜野湾市真栄原三丁目17番2号友愛ビル1F	平成25年6月27日
さく整骨院（屋部佑介）	名護市城二丁目1番28号屋嘉比ビル101	平成25年7月1日
はる接骨院（山内幸治）	宜野湾市上原一丁目22番2号コーポ仲本102	平成25年7月1日

沖縄県告示第468号

森林法（昭和26年法律第249号）第26条の2第1項の規定により、次のとおり保安林の指定を解除する予定である。

平成25年 8月16日

沖縄県知事職務代理者

沖縄県副知事 高 良 倉 吉

- 1 解除予定保安林の所在場所 南城市佐敷字仲伊保花振原159番1（次の図に示す部分に限る。）、159番2
- 2 保安林として指定された目的 潮害の防備
- 3 解除の理由 指定理由の消滅
（「次の図」は、省略し、その図面を沖縄県農林水産部森林緑地課及び沖縄県南部林業事務所において縦覧に供する。）

沖縄県告示第469号

漁船損害等補償法施行令（昭和27年政令第68号）第5条第1項の規定により、次のとおり漁船損害等補償法（昭和27年法律第28号）に基づく普通損害保険に付すべき義務の同意を求めるための事前届出があった。

なお、当該届出に係る指定漁船調書を平成25年8月16日から同月30日まで石川漁業協同組合事務所において縦覧に供する。

平成25年 8月16日

沖縄県知事職務代理者

沖縄県副知事 高 良 倉 吉

- 1 発起人の住所及び氏名 うるま市字仲嶺321番地2 喜納兼勇、うるま市字安慶名222番地 儀間光秀
- 2 加入区 具志川加入区
- 3 漁船損害等補償法第113条（義務付保漁船についての保険料の集収及び払込等）第1項の申出をする漁業協同組合の名称 石川漁業協同組合

沖縄県告示第470号

沖縄県証紙条例（昭和47年沖縄県条例第94号）第5条第1項の規定により、沖縄県証紙売りさばき人を次のとおり指定した。

平成25年 8月16日

沖縄県知事職務代理者

沖縄県副知事 高 良 倉 吉

名称	所在地	売りさばき所の所在地	指定年月日
特定非営利活動法人名護市障がい者関係団体協議会	名護市城二丁目16番12号	名護市港一丁目1番1号（名護市役所庁舎内）	平成25年 8月 8日

公 告

建設業法（昭和24年法律第100号）第29条第1項の規定により、建設業者の許可を次のとおり取り消した。

平成25年 8月16日

沖縄県知事職務代理者

沖縄県副知事 高 良 倉 吉

- 1 (1) 処分をした年月日 平成25年 6月25日
- (2) 商号名 嶺志電社
- (3) 代表者名 與那嶺安男
- (4) 所在地 国頭郡今帰仁村字諸志215番地
- (5) 許可番号 沖縄県知事 許可（般-21）第8030号
- (6) 処分の内容 許可した業種のうち電気工事業及び管工事業に関する一般建設業の許可の取消し
- (7) 処分の原因となった事実 平成25年 6月14日付けで、建設業法第12条に基づき電気工事業及び管工事業を廃止した旨の届出があった。
- 2 (1) 処分をした年月日 平成25年 6月26日

- (2) 商号名 島袋開発
 - (3) 代表者名 島袋勝
 - (4) 所在地 中頭郡中城村字南上原1番地4
 - (5) 許可番号 沖縄県知事 許可(般-21)第9680号
 - (6) 処分の内容 建設業の許可の取消し
 - (7) 処分の原因となった事実 平成25年5月30日付けで、建設業法第12条に基づき建設業を廃止した旨の届出があった。
- 3(1) 処分をした年月日 平成25年7月1日
 - (2) 商号名 株式会社金吉設備工業
 - (3) 代表者名 具志清
 - (4) 所在地 那覇市田原4丁目5番地2
 - (5) 許可番号 沖縄県知事 許可(般-24)第3952号
 - (6) 処分の内容 許可した業種のうち土木工事業、とび・土工工事業、石工事業、ほ装工事業、水道施設工事業及び消防施設工事業に関する一般建設業の許可の取消し
 - (7) 処分の原因となった事実 平成25年6月18日付けで、建設業法第12条に基づき土木工事業、とび・土工工事業、石工事業、ほ装工事業、水道施設工事業及び消防施設工事業を廃止した旨の届出があった。
- 4(1) 処分をした年月日 平成25年7月1日
 - (2) 商号名 ナカンヌ興業株式会社
 - (3) 代表者名 石川満
 - (4) 所在地 うるま市石川赤崎一丁目4番8号
 - (5) 許可番号 沖縄県知事 許可(特-21)第7101号、沖縄県知事 許可(般-21)第7101号
 - (6) 処分の内容 建設業の許可の取消し
 - (7) 処分の原因となった事実 平成25年7月1日付けで、建設業法第12条に基づき建設業を廃止した旨の届出があった。
- 5(1) 処分をした年月日 平成25年7月8日
 - (2) 商号名 株式会社久和建創
 - (3) 代表者名 久保田秀明
 - (4) 所在地 うるま市与那城饒辺338番地の1
 - (5) 許可番号 沖縄県知事 許可(特-22)第6227号
 - (6) 処分の内容 許可した業種のうち建築工事業、大工工事業、左官工事業、屋根工事業、タイル・れんが・ブロック工事業、鉄筋工事業、板金工事業、ガラス工事業、防水工事業、内装仕上工事業、熱絶縁工事業及び建具工事業に関する特定建設業の許可の取消し
 - (7) 処分の原因となった事実 平成25年6月27日付けで、建設業法第12条に基づき建築工事業、大工工事業、左官工事業、屋根工事業、タイル・れんが・ブロック工事業、鉄筋工事業、板金工事業、ガラス工事業、防水工事業、内装仕上工事業、熱絶縁工事業及び建具工事業を廃止した旨の届出があった。
- 6(1) 処分をした年月日 平成25年7月8日
 - (2) 商号名 宜野座建設株式会社
 - (3) 代表者名 仲程博
 - (4) 所在地 国頭郡宜野座村字惣慶1760番地
 - (5) 許可番号 沖縄県知事 許可(特-22)第2484号、沖縄県知事 許可(般-22)第2484号
 - (6) 処分の内容 許可した業種のうち造園工事業に関する特定建設業及び管工事業に関する一般建設業の許可の取消し
 - (7) 処分の原因となった事実 平成25年6月28日付けで、建設業法第12条に基づき造園工事業及び管工事業を廃止した旨の届出があった。
- 7(1) 処分をした年月日 平成25年7月8日
 - (2) 商号名 株式会社大智
 - (3) 代表者名 屋嘉比康暢
 - (4) 所在地 島尻郡南大東村字在所264番地4
 - (5) 許可番号 沖縄県知事 許可(般-21)第9243号

- (6) 処分の内容 許可した業種のうち電気工事業及び機械器具設置工事業に関する一般建設業の許可の取消し
- (7) 処分の原因となった事実 平成25年6月28日付けで、建設業法第12条に基づき電気工事業及び機械器具設置工事業を廃止した旨の届出があった。
- 8(1) 処分をした年月日 平成25年7月12日
- (2) 商号名 みいち電気工事社
- (3) 代表者名 新地孝順
- (4) 所在地 中頭郡読谷村字長浜1773番地4
- (5) 許可番号 沖縄県知事 許可(般-22) 第6236号
- (6) 処分の内容 建設業の許可の取消し
- (7) 処分の原因となった事実 平成25年6月25日付けで、建設業法第12条に基づき建設業を廃止した旨の届出があった。
- 9(1) 処分をした年月日 平成25年7月12日
- (2) 商号名 株式会社モトエ沖縄販売
- (3) 代表者名 元榮義則
- (4) 所在地 那覇市宇国場865番地5
- (5) 許可番号 沖縄県知事 許可(般-23) 第11930号
- (6) 処分の内容 建設業の許可の取消し
- (7) 処分の原因となった事実 平成25年6月28日付けで、建設業法第12条に基づき建設業を廃止した旨の届出があった。
- 10(1) 処分をした年月日 平成25年7月19日
- (2) 商号名 沖縄岩谷産業株式会社
- (3) 代表者名 太田英雄
- (4) 所在地 那覇市久茂地2丁目15番10号
- (5) 許可番号 沖縄県知事 許可(般-21) 第9625号
- (6) 処分の内容 許可した業種のうち大工工事業、左官工事業、屋根工事業、タイル・れんが・ブロック工事業、板金工事業、ガラス工事業、塗装工事業、防水工事業、内装仕上工事業、熱絶縁工事業及び建具工事業に関する一般建設業の許可の取消し
- (7) 処分の原因となった事実 平成25年7月12日付けで、建設業法第12条に基づき大工工事業、左官工事業、屋根工事業、タイル・れんが・ブロック工事業、板金工事業、ガラス工事業、塗装工事業、防水工事業、内装仕上工事業、熱絶縁工事業及び建具工事業を廃止した旨の届出があった。
- 11(1) 処分をした年月日 平成25年7月26日
- (2) 商号名 ひらよし建設
- (3) 代表者名 平良孔勇
- (4) 所在地 宮古島市平良字西里954番地の10
- (5) 許可番号 沖縄県知事 許可(般-22) 第3755号
- (6) 処分の内容 建設業の許可の取消し
- (7) 処分の原因となった事実 平成25年6月20日付けで、建設業法第12条に基づき建設業を廃止した旨の届出があった。
- 12(1) 処分をした年月日 平成25年7月26日
- (2) 商号名 有限会社沖縄ウォーターテクノ
- (3) 代表者名 東江勉
- (4) 所在地 島尻郡八重瀬町字東風平835番地1
- (5) 許可番号 沖縄県知事 許可(般-22) 第10932号
- (6) 処分の内容 建設業の許可の取消し
- (7) 処分の原因となった事実 平成25年7月2日付けで、建設業法第12条に基づき建設業を廃止した旨の届出があった。
- 13(1) 処分をした年月日 平成25年7月31日
- (2) 商号名 有限会社平良設備工業

- (3) 代表者名 平良勝
(4) 所在地 名護市宮里七丁目3番11号
(5) 許可番号 沖縄県知事 許可(特-22)第3104号
(6) 処分の内容 許可した業種のうち管工事業に関する特定建設業の許可の取消し
(7) 処分の原因となった事実 平成25年7月9日付けで、建設業法第12条に基づき管工事業を廃止した旨の届出があった。
- 14(1) 処分をした年月日 平成25年8月2日
(2) 商号名 有限会社高砂開発
(3) 代表者名 伊波政宜
(4) 所在地 うるま市石川山城1702番地1
(5) 許可番号 沖縄県知事 許可(特-22)第3980号、沖縄県知事 許可(般-22)第3980号
(6) 処分の内容 建設業の許可の取消し
(7) 処分の原因となった事実 平成25年7月16日付けで、建設業法第12条に基づき建設業を廃止した旨の届出があった。
- 15(1) 処分をした年月日 平成25年8月2日
(2) 商号名 株式会社大城組
(3) 代表者名 花城一郎
(4) 所在地 浦添市勢理客四丁目18番5号
(5) 許可番号 沖縄県知事 許可(般-20)第74号
(6) 処分の内容 許可した業種のうち消防施設工事業に関する一般建設業の許可の取消し
(7) 処分の原因となった事実 平成25年7月19日付けで、建設業法第12条に基づき消防施設工事業を廃止した旨の届出があった。
- 16(1) 処分をした年月日 平成25年8月2日
(2) 商号名 芳建
(3) 代表者名 池宮城武吉
(4) 所在地 うるま市与那城饒辺891番地11
(5) 許可番号 沖縄県知事 許可(般-24)第10304号
(6) 処分の内容 建設業の許可の取消し
(7) 処分の原因となった事実 平成25年7月22日付けで、建設業法第12条に基づき建設業を廃止した旨の届出があった。
- 17(1) 処分をした年月日 平成25年8月2日
(2) 商号名 株式会社設備計画
(3) 代表者名 友寄英昌
(4) 所在地 那覇市楚辺2丁目41番25号
(5) 許可番号 沖縄県知事 許可(般-22)第9841号
(6) 処分の内容 建設業の許可の取消し
(7) 処分の原因となった事実 平成25年7月25日付けで、建設業法第12条に基づき建設業を廃止した旨の届出があった。
- 18(1) 処分をした年月日 平成25年8月2日
(2) 商号名 有限会社平山建設工業
(3) 代表者名 平山正幸
(4) 所在地 浦添市港川二丁目7番8号
(5) 許可番号 沖縄県知事 許可(般-21)第4108号
(6) 処分の内容 許可した業種のうち建築工事業、大工工事業、屋根工事業、タイル・れんが・ブロック工事業、鉄筋工事業及び内装仕上工事業に関する一般建設業の許可の取消し
(7) 処分の原因となった事実 平成25年7月26日付けで、建設業法第12条に基づき建築工事業、大工工事業、屋根工事業、タイル・れんが・ブロック工事業、鉄筋工事業及び内装仕上工事業を廃止した旨の届出があった。

宅地建物取引業法（昭和27年法律第176号）第65条第2項第2号の規定により、次のとおり宅地建物取引業者について業務の停止を命令した。

平成25年8月16日

沖縄県知事職務代理者

沖縄県副知事 高 良 倉 吉

- 1 宅地建物取引業者の商号及び代表者氏名 株式会社キャリア・プラン 中本克正
- 2 事務所の所在地 浦添市港川二丁目2番3号
- 3 免許年月日及び免許証番号 平成22年1月18日 沖縄県知事(1)第4091号
- 4 業務停止の内容及び期間
 - (1) 内容 業務の全部停止
 - (2) 期間 平成25年8月23日から平成26年3月22日まで

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第2項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、検査済証を交付した。

平成25年8月16日

沖縄県知事職務代理者

沖縄県副知事 高 良 倉 吉

- 1 開発許可年月日及び指令番号 平成24年12月21日 沖縄県指令土第1262号
- 2 開発区域に含まれる地域の名称 糸満市字米須1155番1
- 3 公共施設 なし
- 4 開発許可を受けた者の住所及び氏名 豊見城市字座安39番地コーポスカイテラス103号 山城潤
- 5 検査済証番号 平成25年8月6日 第4016号
- 6 工事完了年月日 平成25年7月24日

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第2項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、検査済証を交付した。

平成25年8月16日

沖縄県知事職務代理者

沖縄県副知事 高 良 倉 吉

- 1 開発許可年月日及び指令番号 平成24年11月30日 沖縄県指令土第1218号
- 2 開発区域に含まれる地域の名称 豊見城市字名嘉地266番2及び267番3
- 3 公共施設 なし
- 4 開発許可を受けた者の住所及び氏名 豊見城市字名嘉地54番地盛テラス301号 安谷屋達也
- 5 検査済証番号 平成25年8月6日 第4017号
- 6 工事完了年月日 平成25年7月22日

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第2項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、検査済証を交付した。

平成25年8月16日

沖縄県知事職務代理者

沖縄県副知事 高 良 倉 吉

- 1 開発許可年月日及び指令番号 平成24年10月10日 沖縄県指令土第1063号
- 2 開発区域に含まれる地域の名称 八重瀬町字東風平747番1
- 3 公共施設 なし
- 4 開発許可を受けた者の住所及び氏名 八重瀬町字東風平62番地2 新垣良光
- 5 検査済証番号 平成25年8月8日 第4018号
- 6 工事完了年月日 平成25年7月27日

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第2項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、検査済証を交付した。

平成25年 8月16日

沖縄県知事職務代理者

沖縄県副知事 高 良 倉 吉

- 1 開発許可年月日及び指令番号 平成23年 3月25日 沖縄県指令土第259号、平成24年 8月20日 沖縄県指令土第949号（変更）、平成25年 7月19日 沖縄県指令土第972号（変更）
- 2 開発区域に含まれる地域の名称 八重瀬町字外間115番1ほか15筆（1工区）
- 3 公共施設の種類、位置及び区域
 - (1) 種類 緑地
 - (2) 位置及び区域 次の図のとおり
（「次の図」は、省略し、その図面及び関係書類を沖縄県土木建築部建築指導課において縦覧に供する。）
- 4 開発許可を受けた者の所在地及び名称 与那原町字板良敷633番地 沖縄協同ガス株式会社 代表取締役 比嘉貞雄
- 5 検査済証番号 平成25年 8月 8日 第4019号
- 6 工事完了年月日 平成25年 7月24日

特定調達契約に係る落札者を次のとおり決定した。

平成25年 8月16日

沖縄県知事職務代理者

沖縄県副知事 高 良 倉 吉

- 1 落札に係る物品等の名称及び数量 教育用コンピュータ等及びアプリケーションソフトの借入れ（設置及び設定業務を含む。） 1式
- 2 契約に関する事務を担当する部局等の名称及び所在地 沖縄県教育庁教育支援課 沖縄県那覇市泉崎1丁目2番2号
- 3 落札者を決定した日 平成25年 7月19日
- 4 落札者の名称及び所在地 株式会社オーシーシー 沖縄県浦添市沢岬二丁目17番1号
- 5 落札金額 264,096,000円
- 6 契約の相手方を決定した手続 一般競争入札
- 7 入札の公告を行った日 平成25年 5月31日

病 院 事 業 局 事 項

沖縄県病院事業局管理規程第9号

沖縄県病院事業局職員就業規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成25年 8月16日

沖縄県病院事業管理者

病院事業局長 伊 江 朝 次

沖縄県病院事業局職員就業規程の一部を改正する規程

沖縄県病院事業局職員就業規程（平成18年沖縄県病院事業局管理規程第11号）の一部を次のように改正する。

第8条第1項第2号中「第6条の2第2項」を「第6条の2第4項に規定する放課後等デイサービスを行う事業若しくは同法第6条の3第2項」に、「障害者自立支援法（平成17年法律第123号）第5条第7項に規定する児童デイサービスを行う事業若しくは同法第77条第1項に規定する地域生活支援事業のうち日中一時支援事業」を「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第77条第1項に規定する地域生活支援事業として実施する日中における一時的な見守り等の支援」に改め

る。

第16条第2項第3号を次のように改める。

(3) 妊娠高血圧症候群（妊娠中毒症）

第20条第17号中「骨髓液の」を「の骨髓若しくは末梢^{しょう}血幹細胞移植のための末梢血幹細胞の」に、「申し出」を「申出」に、「又は骨髓移植のため、」を「又は」に、「骨髓液を」を「、骨髓移植のため骨髓若しくは末梢血幹細胞移植のため末梢血幹細胞を」に改める。

別表第2ウ 結婚する場合の項中「7日」を「5日」に改める。

附 則

この規程は、平成25年8月16日から施行する。

沖縄県病院事業局訓令第4号

沖縄県病院事業局の非常勤職員の給与、勤務条件等に関する規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成25年8月16日

沖縄県病院事業管理者

病院事業局長 伊 江 朝 次

沖縄県病院事業局の非常勤職員の給与、勤務条件等に関する規程の一部を改正する訓令

沖縄県病院事業局の非常勤職員の給与、勤務条件等に関する規程（平成18年沖縄県病院事業局訓令第9号）の一部を次のように改正する。

第6条第2項第1号中「ちょう付」を「貼付」に改める。

第16条第9号中「骨髓液の」を「骨髓若しくは末梢^{しょう}血幹細胞移植のための末梢血幹細胞の」に、「又は骨髓移植のため」を「又は」に、「骨髓液を」を「、骨髓移植のため骨髓若しくは末梢血幹細胞移植のため末梢血幹細胞を」に改める。

附 則

この訓令は、平成25年8月16日から施行する。

<p>発行所 沖縄県総務部 総務私学課 電話番号 098-866-2074</p>	<p>印刷所 株式会社 尚生堂 〒901-2114 浦添市安波茶一丁目6番3号</p>
--	--